

大阪府グリーン調達方針の改定（案）概要

◆ 大阪府グリーン調達方針の策定根拠

○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（通称“グリーン購入法”）

第十条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

○ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（通称“環境配慮契約法”）

第十一条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針を作成するよう努めるものとする。

○ 大阪府循環型社会形成推進条例

第十三条 ～ 第一項省略 ～

2 知事は、毎年度、府において認定リサイクル製品その他の再生品の調達の推進を図るための方針を定めなければならない。

◆平成 29 年 2 月 7 日に閣議決定した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）に準じ、商品等の流通状況や地域性などを考慮して「大阪府グリーン調達方針」の見直しを行う。

◆主な変更点

（1）品目の追加.

- 靴（制服・作業服等に追加）
- エネルギー管理システム（設備に追加）
- 非常用携帯電源（災害備蓄用品に追加）
- 直交集成板（公共工事に追加）

（2）省エネルギー、地球温暖化防止に係る基準の見直し

- ディスプレイ
 - ・エネルギースタープログラム改訂による見直し
- 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷蔵冷凍庫
 - ・省エネ法及び多段階評価基準の変更に伴うエネルギー消費効率及び対象範囲の見直し
- 庁舎管理
 - ・庁舎におけるエネルギー使用の削減に係る対策の強化

◆変更の概要

分野名 品目名	変更概要 (★：判断基準 ○：配慮事項 ※：その他の事項)
物品等の選択方法等	※ 環境物品等の調達の参考となる環境ラベル等一覧表の修正及びGPマーク（グリーンプリンティングマーク）の追加
納入印刷物	※ 製本カレンダーに係るリサイクル適性表示について備考に記載
文具類 ----- ボールペン ----- スタンプ台、朱肉、連射式クリップ（本体）、事務用修正具（テープ）、ブックスタンド、OAクリーナー（ウエットタイプ）、メディアケース、絵筆、つづりひも（プラ製）、ごみ箱、リサイクルボックス、 ----- のり（固形） ----- アルバム ----- つづりひも（紙製）、タックラベル、インデックス、付箋紙 ----- チョーク、グラウンド用白線 ----- 梱包用バンド	★ 共通基準におけるポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックに係る配合率を設定 ----- ※ 判断の基準「芯が交換できること」に係る経過措置の終了 ----- ★ 製品全体重量比をプラスチック重量比に変更するとともにポストコンシューマー材料に係るプラスチック配合率基準値の変更 ----- ※ 補充用を含む旨、品目名称に追加 ----- ※ 台紙を含む旨、品目名称に追加 ----- ★ 製品全体重量比を主要材料比に変更（紙製） ----- ★ 製品全体重量比の記載を削除 ----- ★ 製品全体重量比をプラスチック重量比に変更
画像機器等 ----- プリンタ、プリンタ複合機 ----- インクカートリッジ	----- ※ 備考の修正（消耗品がインク容器単体の場合を取扱いを追記） ----- ※ 備考の修正（インク容器単体の取扱いの変更）
電子計算機等 ----- ディスプレイ ----- 記録用メディア	----- ★ エネルギースタープログラムの改定に伴う見直し（VER.6.0→VER.7.0） ----- ★ 再生プラスチックの配合率基準値を変更
オフィス機器等 ----- デジタル印刷機	----- ○ 特定の化学物質の含有率基準値に係る配慮事項を追加
移動電話等 ----- スマートフォン	----- ※ 判断の基準⑤バッテリー等の消耗品の部品保管期限を6年から、当該基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は3年に変更
家電製品 ----- 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫 ----- テレビジョン受信機 ----- 電気便座	----- ★ 省エネ法及び多段階評価基準の変更に伴うエネルギー消費効率及び対象範囲の見直し ----- ※ 受信機型サイズが 39V 型以下の製品のエネルギー消費効率基準について、経過措置を延長 ----- ※ 瞬間式の温水洗浄便座のうち、タイマー方式等の公共向け製品について

		て、エネルギー消費効率に係る経過措置を延長 ※ 対象範囲の見直し(鉄道車両→鉄道車両等、幼児用大便器用便座の除外)
照明	LED 照明器具 LED を光源とした内照式表示灯	※ 誘導灯を対象から除く旨備考に記載
制服・作業服	靴	※ 分野名称を「制服・作業服等」に変更 追加品目
インテリア・寝装寝具	カーテン、布製ブラインド	★ 故繊維及び植物由来合成繊維に係る判断の基準の追加等(バイオベース合成ポリマー含有率の適用については、1年間の経過措置の設定)
作業手袋	作業手袋	※ 対象範囲の明確化(主要材料が繊維である製品に限定) ★ 植物を原料とする合成繊維に係る判断の基準を追加
その他繊維製品	モップ	★ 回収及び再使用システムに係る判断の基準を修正
設備	エネルギー管理システム 節水機器	追加品目 ★ 流量調整弁、手元止水機能付水栓、小流量吐水機能付水栓を対象に追加するとともに判断の基準を設定 ★ 吐水口装着型に係る配慮事項を判断の基準に引き上げ
災害備蓄用品	非常用携帯電源	追加品目
公共工事	再生プラスチック製中央分離帯ブロック 陶磁器質タイル 直交集成板 照明制御システム 再生材料を使用した型枠 合板型枠	○ 再リサイクルに当たって支障のない製品である旨、配慮事項に追加 ※ 「陶磁器質タイル」を「セラミックタイル」へ名称変更 追加品目 ★ Hf 蛍光灯器具の削除 ○ 再リサイクルに当たって支障のない製品である旨、配慮事項に追加(プラスチックの場合) ※ 板面表示に係る経過措置の終了
役務	食堂 庁舎管理 清掃 機密文書処理	○ 植物洗剤の持続可能性について配慮事項に記載 ★ 庁舎におけるエネルギー使用の削減に係る対策の強化等(省エネ法に基づく対策の追加、設備機器等の運用改善の措置、エネルギー消費効率化の措置の実施を追加等) ※ 別表2の古紙再生の阻害要因となる材料(例)の修正 ○ 植物洗剤の持続可能性について配慮事項に記載 ※ 機密処理完了証明書を「機密処理・リサイクル管理票」に変更

